

出来形管理基準及び規格値

岡山市

【第1編 共通編】（目次）

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			2-2-1	
		2	掘削工(面管理の場合)			2-2-1	
		3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			2-2-2	
	1-2-3-3	1	盛土工			2-2-2	
		2	盛土工(面管理の場合)			2-2-3	
	1-2-3-4			盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		2-2-3
					多数アンカー式補強土工法		2-2-3
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-2-3
	1-2-3-5			法面整形工	盛土部		2-2-4
1-2-3-6			堤防天端工			2-2-4	
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			2-2-4	
		2	掘削工(面管理の場合)			2-2-5	
	1-2-4-3			路体盛土工			2-2-5
							路床盛土工
	1-2-4-4			路体盛土工(面管理の場合)			2-2-6
							路床盛土工(面管理の場合)
	1-2-4-5			法面整形工	盛土部		2-2-6
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			2-2-7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		2-2-8
				軽量鋼矢板		2-2-8
				コンクリート矢板		2-2-8
				広幅鋼矢板		2-2-8
				可とう鋼矢板		2-2-8
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		2-2-8
	3-2-3-6		小型標識工			2-2-8
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		2-2-9
				転落（横断）防止柵		2-2-9
				車止めポスト		2-2-9
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		2-2-9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		2-2-9
	3-2-3-9		区画線工			2-2-10
	3-2-3-9		区画線工	溶融式カラー塗装		2-2-10
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		2-2-10
				距離標		2-2-10
	3-2-3-10		道路付属物工	防草シート		2-2-10
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			2-2-11
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		2-2-11
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		2-2-11
	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			2-2-12
	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工	購入工		2-2-13
		2	プレキャストセグメント主桁組立工			2-2-13
	3-2-3-15		P Cホロースラブ製作工			2-2-13
	3-2-3-16	1	P C箱桁製作工			2-2-13
		2	P C押し出し箱桁製作工			2-2-14
	3-2-3-17		根固めブロック工			2-2-14
	3-2-3-18		沈床工			2-2-15
	3-2-3-19		捨石工			2-2-15
	3-2-3-22		階段工			2-2-15
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		2-2-15
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		2-2-16
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		2-2-16
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-2-16
		2	多自然型護岸工	かごマット		2-2-16
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		2-2-17
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		2-2-17
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		2-2-17
				プレキャストパイプ工		2-2-17
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		2-2-18
				L型側溝工		2-2-18
				自由勾配側溝		2-2-18
				管渠		2-2-18
		2	側溝工	場所打水路工		2-2-18
第3節 共通の工種						
	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		2-2-18
	3-2-3-30		集水樹工			2-2-18
	3-2-3-31		現場塗装工			2-2-19
	3-2-3		小段排水工	KH-1-1		2-2-19
			縦排水工	TH-1-1		2-2-19
			張コンクリート			2-2-20
			小段排水工	KH-1-2		2-2-20
			土工	遮水シート		2-2-20
			端止工			2-2-20
			橋梁補修工	ひび割れ補修工		2-2-20
			橋梁補修工	断面修復工		2-2-21

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		2-2-21
				砕石基礎工		2-2-21
				割ぐり石基礎工		2-2-21
				均しコンクリート		2-2-21
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		2-2-21
				プレキャスト		2-2-22
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-2-22
				鋼管杭		2-2-22
	3-2-4-4	2	既製杭工	H鋼杭		2-2-22
				鋼管ソイルセメント杭		2-2-22
	3-2-4-5		場所打杭工			2-2-22
	3-2-4-6		深礎工			2-2-23
3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			2-2-23	
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			2-2-23	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-2-24	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-2-24
				コンクリートブロック張り		2-2-24
				連節ブロック張り		2-2-24
				天端保護ブロック		2-2-25
	3-2-5-4		緑化ブロック工	天端コンクリート		2-2-25
						2-2-25
3-2-5-5		石積（張）工			2-2-25	
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			2-2-26
	3-2-6-6		橋面防水工			2-2-26
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-2-27
				下層路盤工（面管理の場合）		2-2-27
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-2-28
				上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-2-28
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-2-29
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-2-29
				加熱アスファルト安定処理工		2-2-30
				加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-2-30
				基層工		2-2-31
				基層工（面管理の場合）		2-2-31
				表層工		2-2-32
				表層工（面管理の場合）		2-2-32
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-2-33
				下層路盤工（面管理の場合）		2-2-33
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-2-33
				上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-2-34
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-2-34
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-2-34
				加熱アスファルト安定処理工		2-2-35
				加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-2-35
				基層工		2-2-35
				基層工（面管理の場合）		2-2-36
表層工					2-2-36	
表層工（面管理の場合）					2-2-37	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-2-37
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-2-37
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-2-38
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		2-2-38
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-2-38
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工） （面管理の場合）		2-2-39
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-2-39
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）		2-2-39
		9	排水性舗装工	基層工		2-2-40
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		2-2-40
		11	排水性舗装工	表層工		2-2-40
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-2-41
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		2-2-42
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		2-2-42
		3	透水性舗装工	表層工		2-2-43
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-2-43
		5	透水性舗装工	（フィルター層）		2-2-43
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-2-44
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-2-44
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		2-2-45
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2-2-45
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		2-2-46
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		2-2-46
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-2-47
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-2-47
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		2-2-48
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		2-2-48
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		2-2-49
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		2-2-49
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		2-2-50
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		2-2-50
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		2-2-51
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		2-2-52
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		2-2-53
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		2-2-53
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		2-2-54
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-2-54
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2-2-55
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		2-2-55
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		2-2-56
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		2-2-56
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		2-2-57
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-2-58

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-2-59	
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-2-59	
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-2-60	
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-2-60	
		5	薄層カラー舗装工	基層工		2-2-61	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-2-61	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-2-62	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-2-62	
	3-2-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-2-63	
		5	ブロック舗装工	基層工		2-2-63	
	3-2-6-15	1	路面切削工			2-2-64	
		2	路面切削工	(面管理の場合)		2-2-64	
	3-2-6-16		舗装打換え工			2-2-64	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			2-2-65	
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		2-2-65	
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			2-2-66
		3-2-7-3		置換工			2-2-66
3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上		2-2-66	
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		2-2-67	
3-2-7-5			パイルネット工			2-2-67	
3-2-7-6			サンドマット工			2-2-67	
3-2-7-7				パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		2-2-68
				パーバードレーン工		2-2-68	
				袋詰式サンドドレーン工		2-2-68	
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		2-2-68	
3-2-7-9		1		固結工	粉末噴射攪拌工		2-2-68
					高圧噴射攪拌工		2-2-68
					スラリー攪拌工		2-2-68
	生石灰パイル工					2-2-68	
	2	固結工	スラリー攪拌工 「3時限計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合		2-2-69		
3	固結工	中層混合処理		2-2-69			
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-2-69	
				鋼矢板		2-2-69	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		2-2-70	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		2-2-70	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		2-2-70	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		2-2-70		
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			2-2-71	
3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			2-2-71		
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)		2-2-72, 73	
		2	一般事項	鋳造費(大型ゴム支承工)		2-2-74	
		3	一般事項	仮設材製作工		2-2-74	
		4	一般事項	刃口金物製作工		2-2-74	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合 シミュレーション仮組検査を実施する場合		2-2-75, 76	
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		2-2-77	
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工(仮組立時)		2-2-78, 79	
	3-2-12-4		検査路製作工			2-2-79	
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			2-2-80	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			2-2-80	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			2-2-80
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			2-2-80
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			2-2-81
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			2-2-81
	3-2-12-11		工場塗装工			2-2-82
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		2-2-82
				ケーブルクレーン架設		2-2-82
				ケーブルエレクション架設		2-2-82
				架設桁架設		2-2-82
				送出し架設		2-2-82
				トラベラークレーン架設		2-2-82
	3-2-13		架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		2-2-83
				架設桁架設		2-2-83
			架設工支保工	固定		2-2-83
				移動		2-2-83
片持架設					2-2-83	
		架設桁架設	押し出し架設		2-2-83	
第14節 法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-2-83
				張芝工		2-2-83
				筋芝工		2-2-83
				市松芝工		2-2-83
				植生シート工		2-2-83
				植生マット工		2-2-83
				植生筋工		2-2-83
				人工張芝工		2-2-83
				植生穴工		2-2-83
						植生基材吹付工
			客土吹付工		2-2-84	
	3-2-14-3		吹付工	コンクリート		2-2-85
				モルタル		2-2-85
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		2-2-86
				現場吹付法枠工		2-2-86
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		2-2-86
	3-2-14-6		アンカー工			2-2-86
	第15節 擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工	
3-2-15-2			プレキャスト擁壁工			2-2-87
第15節 擁壁工(共通)	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		2-2-88
				多数アンカー式補強土工法		2-2-88
	3-2-15-4		井桁ブロック工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-2-88
第16節 浚渫工(共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-2-89
		2	浚渫船運転工	グラブ・バックホウ浚渫船		2-2-89
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		2-2-90
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			2-2-90

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	2-2-66	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	2-2-67	
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	2-2-68	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-2-68	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	2-2-68	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-2-21	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-2-21	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24	
	6-1-7-4		護岸付属物工			2-2-91	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	2-2-25	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-2-85	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-84	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-2-4	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	2-2-17
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	2-2-17	
かご枠					3-2-3-27羽口工	2-2-17	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	2-2-24	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-2-87	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-2-15	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	2-2-17
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	2-2-17
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-2-15	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	2-2-17
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	2-2-17
	6-1-10-8		杭出し水制工			2-2-91	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-2-27~32	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-2-47~58	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-2-59~61	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-2-61~62	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-2-8	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-2-10	
	第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-2-10
6-1-12-4			標識工		3-2-3-6小型標識工	2-2-8	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			2-2-91	
	6-1-13-4		ハンドホール工			2-2-92	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 浚渫（川）							
第2節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2	浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	2-2-89	
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-4-2	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-2-89	
第4節	浚渫工（グラブ船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-2-89
			2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	2-2-90
第3章 樋門・樋管							
第3節	軽量盛土工	6-3-3-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第4節	地盤改良工	6-3-4-2	固結工		3-2-7-9固結工	2-2-69	
第5節	樋門・樋管本体工	6-3-5-3	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
		6-3-5-4	場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22	
		6-3-5-5	矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工			2-2-92
				ヒューム管			2-2-92
		2	函渠工	P C管			2-2-92
				コルゲートパイプ			2-2-92
				ダクタイル鋳鉄管			2-2-92
	6-3-5-7		翼壁工			2-2-92	
6-3-5-8		水叩工			2-2-92		
第6節	護床工	6-3-6-3	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14	
		6-3-6-5	沈床工		3-2-3-18沈床工	2-2-15	
		6-3-6-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15	
		6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
					ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
第7節	水路工	6-3-7-3	側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18	
		6-3-7-4	集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19	
		6-3-7-5	暗渠工		3-2-3-29暗渠工	2-2-18	
		6-3-7-6	樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-2-17	
		6-3-8-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9	
6-3-8-7	階段工		3-2-3-22階段工	2-2-15			
第4章 水門							
第3節	工場製作工	6-4-3-3	桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-2-75, 76	
		6-4-3-4	鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-2-80	
		6-4-3-5	落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-2-80	
		6-4-3-6	鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-2-81	
		6-4-3-7	橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-2-80	
		6-4-3-9	仮設材製作工		3-2-12-11仮設材製作工	2-2-74	
		6-4-3-10	工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-2-82	
		6-4-5-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第6節	水門本体工	6-4-6-4	既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
		6-4-6-5	場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22	
		6-4-6-6	矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
		6-4-6-7	床版工			2-2-93	
		6-4-6-8	堰柱工			2-2-93	
		6-4-6-9	門柱工			2-2-93	
		6-4-6-10	ゲート操作台工			2-2-93	
		6-4-6-11	胸壁工			2-2-93	
		6-4-6-12	翼壁工		6-3-5-7翼壁工	2-2-92	
		6-4-6-13	水叩工		6-3-5-8水叩工	2-2-92	
第7節	護床工	6-4-7-3	根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14	
		6-4-7-5	沈床工		3-2-3-18沈床工	2-2-15	
		6-4-7-6	捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15	
		6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
					ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	2-2-15
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82
	6-4-9-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-2-90
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15, 16
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-2-126
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-2-127
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-2-127
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-2-127
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-2-11, 12
	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-2-12
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	2-2-12
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-2-13
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	2-2-83
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	2-2-83
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-2-90
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126
6-4-15-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-2-13
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15, 16
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-2-126
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-2-126
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-2-127
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-2-126
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-2-27-32
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	2-2-33-37
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	2-2-37-41
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	2-2-42-43
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	2-2-44-46
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-2-47-58
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-2-59-61
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-2-61-62

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	2-2-74	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-2-75,76	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-2-79	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-2-80	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-2-80	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-2-81	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	2-2-81	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-2-80	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-2-80	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	2-2-74	
6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-2-82		
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22	
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-2-23	
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-2-23	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	2-2-93	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	2-2-93	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	2-2-93	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	2-2-93	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	2-2-92	
	6-5-6-13		閘門工			2-2-93	
	6-5-6-14		土砂吐工			2-2-93	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-2-23	
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-2-23	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
6-5-7-8			堰本体工			2-2-93	
6-5-7-9			水叩工			2-2-93	
6-5-7-10			土砂吐工			2-2-93	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			2-2-93
第9節 管理橋下部工		6-5-9-2		管理橋橋台工			2-2-94
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82	
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82	
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82	
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82	
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82	
	6-5-10-9		架設工(トラバークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	2-2-82	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125,126	
	第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-2-90	
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15,16	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-2-126	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-2-126	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-2-127	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-2-127	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	2-2-11, 12	
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-2-12	
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	2-2-12	
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-2-13	
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126	
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	2-2-83	
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	2-2-83	
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-2-90	
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126	
	第16節 コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126	
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-2-13	
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126	
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	2-2-14	
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126	
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15, 16	
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-2-126	
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-2-127	
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-2-127	
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-2-127	
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9	
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	2-2-15	
第6章 排水機場							
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22	
第4節 機場本体工	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
	6-6-4-6		本体工			2-2-94	
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			2-2-95	
	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22	
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87	
	6-6-5-7		コンクリート床版工			2-2-95	
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14	
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22	
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	2-2-94	
第7章 床止め・床固め							
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工			2-2-95
				植石張り		3-2-5-5石積 (張) 工	2-2-25
				根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87	
	6-7-4-8		水叩工	水叩工			2-2-96
				巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16
根固めブロック					3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	2-2-95	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	2-2-95	
	6-7-5-6		側壁工			2-2-96	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	2-2-96	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-2-21
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	2-2-4
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-2-47-58
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-2-27-32
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	2-2-10
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	2-2-91
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	2-2-92
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	2-2-83
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-2-4
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	2-2-17
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	2-2-24
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
				石張工	3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83	
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-2-64
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-2-64
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-2-65
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	2-2-18
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	2-2-19
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	2-2-8	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-2-11

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	2-2-66
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	2-2-66
	7-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	2-2-68
	7-1-4-5		締め改良工		3-2-7-8締め改良工	2-2-68
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	2-2-68
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			2-2-97
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-2-97
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-2-21
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-2-21
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-2-97
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			2-2-98
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			2-2-98
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			2-2-98
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	2-2-98
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-2-86
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-2-17
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
	7-1-12-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	2-2-18
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	2-2-18
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	2-2-18
				タグタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	2-2-18
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	2-2-15
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-2-27-32
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-2-47-58
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-2-59-61
第14節 付帯道路工	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
	7-1-14-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-2-8
	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-2-10
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-2-10
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-2-8

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			2-2-99	
	7-2-4-5		吸出し防止工			2-2-99	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			2-2-99	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			2-2-100	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8	
	7-2-5-9		石砕工			2-2-100	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			2-2-100	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			2-2-101
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			2-2-101
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			2-2-101
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作			2-2-102
		2	セルラー工	セルラー工据付			2-2-102
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）			2-2-102
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			2-2-102	
	7-2-6-3		根固めブロック工			2-2-103	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15	
	7-2-7-3		消波ブロック工			2-2-103	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			2-2-103	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	2-2-99	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-2-100	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	2-2-101	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	2-2-102	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	2-2-100	
第4章 浚渫（海）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-2-89	
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-2-89	
第5章 養浜							
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第3節 砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	2-2-103	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製えん堤製作工（仮組立時））	2-2-75, 76
	8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			2-2-104
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-2-82
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-2-86
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-2-86
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	2-2-17	
第8節 コンクリートえん堤工	8-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			2-2-104
	8-1-8-5		コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-2-104
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			2-2-104
	8-1-8-8		水叩工			2-2-105
第9節 鋼製えん堤工	8-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型		2-2-105
				透過型		2-2-106, 107
	8-1-9-6		鋼製側壁工			2-2-107
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	2-2-104
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	2-2-105
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-2-15
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	2-2-17	
第11節 砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-2-27~32
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-2-47~58
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-2-59~61
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
	8-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-2-8
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-2-10
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-2-10
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-2-8

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-2-21
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	2-2-91
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-2-104
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-2-104
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	2-2-104
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	2-2-105
	8-2-5-8		魚道工			2-2-108
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-2-14
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-2-15
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
かごマット				3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16	
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	2-2-15
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-2-86
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	2-2-86
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-2-86
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-2-86
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	2-2-88
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	2-2-88
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	2-2-114
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			2-2-108
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	2-2-18
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			2-2-108
	8-3-7-5		集水井工			2-2-109
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	2-2-68
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	2-2-22
	8-3-9-6		合成杭工			2-2-109

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		2-2-110
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		2-2-110
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		2-2-111
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		2-2-112
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			2-2-113
	9-2-4-6		フィルターの盛立			2-2-113
	9-2-4-7		ロックの盛立			2-2-113
	9-2		フィルダム(洪水吐)			2-2-113
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			2-2-113

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-2-114
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	2-2-82
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	2-2-66
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	2-2-66
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	2-2-67
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	2-2-68
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-2-68
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	2-2-68
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-2-86
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-2-86
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-2-86
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	2-2-88
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	2-2-88
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	2-2-88
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	2-2-88
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-24
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22
	10-1-9-6		場所打函渠工			2-2-114
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-2-17
	第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工
10-1-10-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
10-1-10-5			集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-2-19
10-1-10-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-2-18
10-1-10-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18
10-1-10-8			排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	2-2-19
第11節 落石雪害防止工		10-1-11-4		落石防止網工		
	10-1-11-5		落石防護柵工			2-2-114
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			2-2-114
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			2-2-115
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			2-2-115
	10-1-12-5		遮音壁本体工			2-2-115

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 舗装							
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	2-2-66	
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	2-2-66	
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-2-27~32	
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	2-2-33~37	
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	2-2-37~41	
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	2-2-42~43	
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	2-2-44~46	
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-2-47~58	
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-2-59~61	
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-2-61~62	
	10-2-4		歩道路盤工			2-2-116	
	10-2-4		取合舗装路盤工			2-2-116	
	10-2-4		路肩舗装路盤工			2-2-116	
	10-2-4		歩道舗装工			2-2-116	
	10-2-4		取合舗装工			2-2-116	
	10-2-4		路肩舗装工			2-2-116	
10-2-4		表層工			2-2-116		
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18	
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-2-18	
	10-2-5-5		集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19	
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-2-18	
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18	
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	2-2-18	
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-2-117	
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7	
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2-2-117	
		ラバーシュー			2-2-117		
		アンカーボルト			2-2-117		
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9	
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9	
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9	
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-2-8	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		2-2-117	
2		大型標識工	標識柱工		2-2-118		
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-2-10	
第12節 路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-2-10	
		10-2-12-5	1	ケーブル配管工		2-2-118	
			2	ケーブル配管工	ハンドホール		2-2-118
			3	ケーブル配管工	保護砂		2-2-119
10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		2-2-119		
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15,16	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	2-2-74	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-2-120	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-2-80	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-2-82	
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5	
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-2-22	
第6節 橋台工	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-2-23	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-2-23	
	10-3-6-8		橋台躯体工			2-2-121	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 R C 橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-2-22
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-2-23
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-2-23
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	2-2-23
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		2-2-122
				重力式		2-2-122
				半重力式		2-2-122
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		2-2-123	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-2-22
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-2-23
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-2-23
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	2-2-23
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		2-2-124
		2	橋脚フーチング工	門型		2-2-124
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		2-2-124
		2	橋脚架設工	門型		2-2-125
	10-3-8-11		現場継手工			2-2-125
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19
	第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）
10-3-9-4			矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-2-21
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-2-8
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	2-2-91
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	2-2-24
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-2-86
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	2-2-16
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85
第11節 法覆護岸工	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-2-4
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
				かご枠	3-2-3-27羽口工	2-2-17
				連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	2-2-24
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-2-87

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-2-75-79
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-2-79
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-2-80
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-2-80
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-2-81
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-2-80
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			2-2-125
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	2-2-75-79
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-2-80
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-2-82
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-2-82
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-2-82
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-2-82
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-2-82
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-2-82
	10-4-5-9		架設工（トラバラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-2-82
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		2-2-125
2		支承工	ゴム支承		2-2-126	
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-2-90
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15, 16
	10-4-8-3		落橋防止装置工			2-2-126
	10-4-8-5		地覆工			2-2-126
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			2-2-127
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			2-2-127
	10-4-8-8		検査路工			2-2-127
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-2-22
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-2-22
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	2-2-123
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	2-2-123
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-2-82
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	2-2-81
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-2-80
第3節 工場製作工	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-2-80
第3節 工場製作工	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-2-79
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-2-82
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	2-2-11
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	2-2-12
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-2-12
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	2-2-12
10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-2-13	
第5節 PC橋工	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	10-5-5-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	2-2-82
	10-5-5-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	2-2-83
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-2-90
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		2-2-127
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	10-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	2-2-82
	10-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (鋼橋)	2-2-83
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-2-90
10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126	
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-2-13
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-2-13
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-2-13
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	2-2-13
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	2-2-13
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	10-5-11-4		架設工 (片持架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	2-2-12
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	2-2-14
	10-5-12-3		架設工 (押し架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	2-2-83
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15, 16
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-2-126
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-2-127
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-2-127
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-2-127

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6章 トンネル（N A T M）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			2-2-128
	10-6-4-4		ロックボルト工			2-2-128
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			2-2-129
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	2-2-129
第5節 覆工	10-6-5-5		床版コンクリート工			2-2-129
第6節 インパート工	10-6-6-4		インパート本体工			2-2-130
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-2-18
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			2-2-130
	10-6-8-5		明り巻工			2-2-130
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-2-82
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			2-2-131
	10-11-6-4		カラー継手工			2-2-131
	10-11-6-5	1	防水工	防水		2-2-131
		2	防水工	防水保護工		2-2-131
3	防水工	防水壁		2-2-132		
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			2-2-132
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2	1	管路工	管路部		2-2-132
		2	管路工	管路部		2-2-133
	10-12-5-3	1	プレキャストボックス工	特殊部		2-2-133
		2	プレキャストボックス工	特殊部（沈下マンホール）		2-2-133
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	2-2-133
第6節 帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			2-2-133
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	2-2-132
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	2-2-133
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-2-64
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-2-64
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			2-2-134
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		2-2-134
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-2-65
	10-14-4-7		路上再生工			2-2-134
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-2-134
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
	10-14-5-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	2-2-19
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-2-18
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-2-8
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	2-2-117, 118
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-2-10
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	2-2-118, 119
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	2-2-119

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-2-87
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-2-25
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	2-2-114
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-2-17
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85
	10-14-13-4		法粹工		3-2-14-4法粹工	2-2-86
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-2-86
	10-14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	2-2-17 2-2-17
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15, 16
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-2-126
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-2-127
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-2-127
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-2-127
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-2-11
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			2-2-135
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-2-80
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-2-64
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-2-64
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	2-2-134
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-2-65
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	2-2-134
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-2-59-61
第6節 排水構造工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	2-2-19
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	2-2-18
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	2-2-18
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	2-2-18
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-2-8
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-2-9
第8節 防護柵工	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-2-9
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-2-8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	2-2-117, 118
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-2-10

【第10編 道路編】

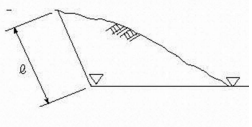
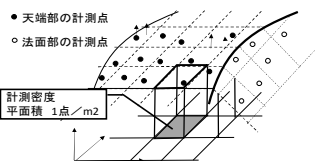
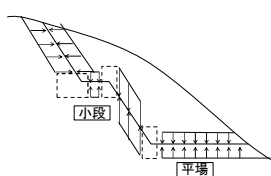
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-2-10
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	2-2-118
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	2-2-119
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-2-5
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-2-87
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-2-87
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-2-24
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	2-2-25
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-2-17
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-2-83
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-2-85
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-2-86
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-2-86
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-2-17	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	2-2-114
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	2-2-114
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	2-2-114
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	2-2-115
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	2-2-135
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	2-2-125, 126
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-2-15, 16
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-2-126
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-2-126
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-2-127
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-2-127
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-2-127
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-2-19
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-2-11

【下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
下水道						I-115

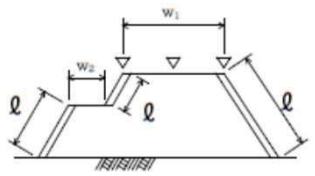
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2		
						法長ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 4 %	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均值	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	<p>● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点</p> <p>計測密度 平面積 1点/m²</p>  	1-2-3-2		
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±330

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均值	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2		
						平場	標高較差				±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±300
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3		
						法長ℓ	ℓ < 5 m				-100	
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 2%	
						幅 w ₁ , w ₂	-100					

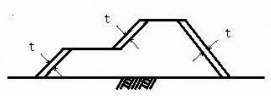
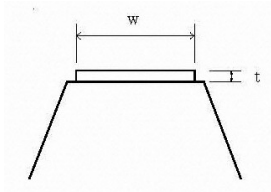
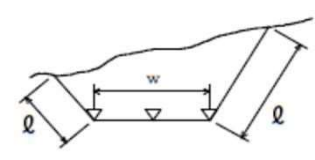
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4	
						厚 さ t		-50				
						控 え 長 さ		設計値以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは、施工延長200m につき1ヶ所、200m 以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6	
							t ≥ 15cm				-50
						幅 w					-100
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2カ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 4 %
						幅 w					-100

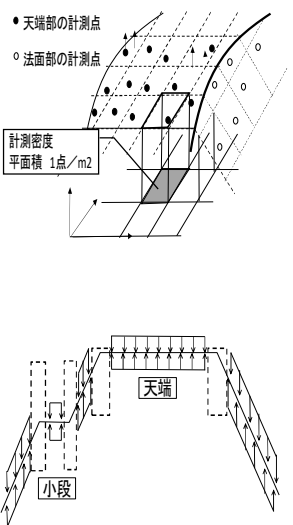
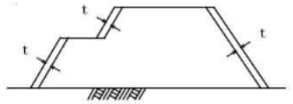
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ < 5 m	-100				
							ℓ ≥ 5 m	法長-2%				
						幅	w ₁ , w ₂	-100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※-30		施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	3 無 筋、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、必要に応じて「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	
						かぶり t	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 l	100				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-6	
						基礎	幅 $w(D)$				-30
							高 さ h				-30
							根入長				設計値以上

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7
							高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8
							高さ h	-30			
							ビーム取付高 H	+30 -20			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
							ケーブル取付高 H	+30 -20			


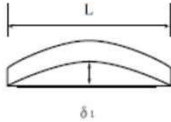
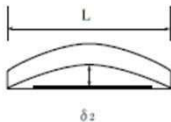
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9	1	区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9	2	区画線工 (溶融式カー塗装)	厚 さ t	設計値以上 (1.5mm以上)	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10	1	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10


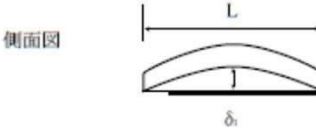

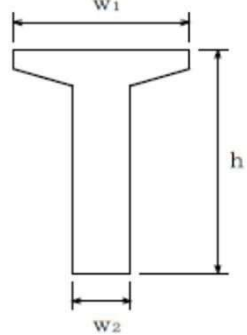
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (防草シート)	重ね幅(W)	設計値以上	1施工箇所1回				
						シート固定ピン本数	設計値以上					
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準 使用量と標準膜厚」の標準 使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各 塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬 入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量 (空缶数)を確認し、各々必要量以上である ことを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工(購 入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製 造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替 えることができる。	断面図 	側面図 	平面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5					
						橋 桁 の そ り $\delta 1$	± 8					
						横方向の曲がり $\delta 2$	± 10					

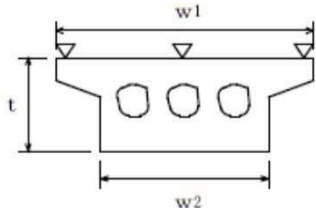
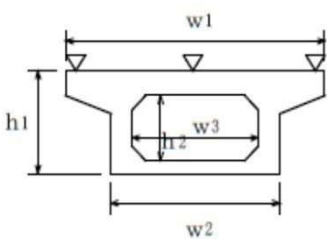
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工（購 入工） （スラブ桁）	桁長 L (m)	±10・・・ L ≤ 10m ±L/1000・・・ L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製 造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替 えることができる。	  	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ1	±8			
						横方向の曲がり δ2	±10			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上）w ₁	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング 後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製 造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替 えることができる。 ℓ：支間長（m）		3-2-3-13 注）新設のコンク リート構造物（橋梁 上・下部工および重 要構造物である内空 断面積25㎡以上の ボックスカルバート （工場製作のプレ キャスト製品は全て の工種において対象 外）の鉄筋の配筋 状況及びかぶりにつ いては、「非破壊試 験によるコンクリ ート構造物中の配筋 状況及びかぶり測定 要領」も併せて適用す る
						幅（下）w ₂	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支間長	ℓ < 15・・・±10 ℓ ≥ 15・・・ ±(ℓ-5)かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント桁製 作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所 は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			

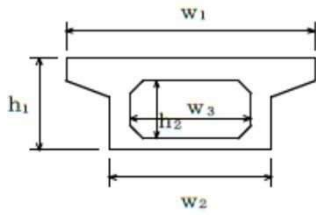
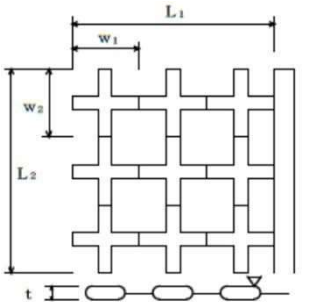
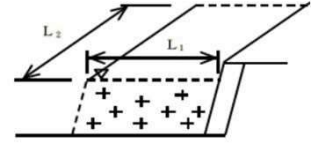
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	14	2	プレキャストセグメント主桁 組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング 後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする ℓ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び 厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長 (m)		3-2-3-15 注) 新設のコンク リート構造物(橋 梁上・下部工およ び重要構造物であ る内空断面積25㎡ 以上のボックスカ ルバート(工場製 作のプレキャスト 製品は全ての工種 において対象 外)の鉄筋の配 筋状況及びかぶり については、「非 破壊試験によるコ ンクリート構造物 中の配筋状態及び かぶり測定要領」 も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	-5~+30			
						厚 さ t	-10~+20			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び 高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンク リート構造物(橋 梁上・下部工およ び重要構造物であ る内空断面積25㎡ 以上のボックスカ ルバート(工場製 作のプレキャスト 製品は全ての工種 において対象 外)の鉄筋の配 筋状況及びかぶり については、「非 破壊試験によるコ ンクリート構造物 中の配筋状態及び かぶり測定要領」 も併せて適用する
						幅(上) w_1	-5~+30			
						幅(下) w_2	-5~+30			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			

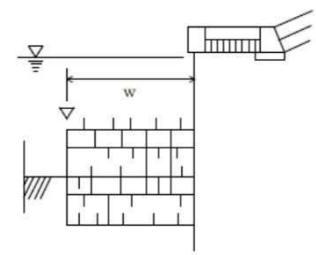
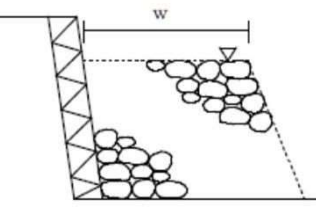
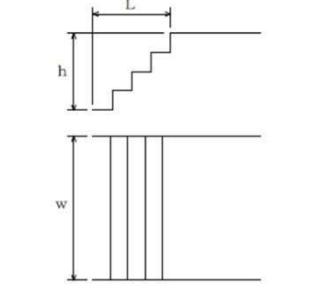
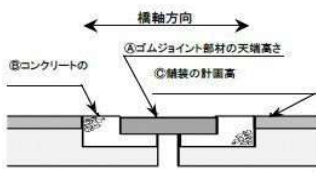
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C 押し箱桁製作工	幅 (上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する		
						幅 (下) w_2	-5~+30					
						内 空 幅 w_3	±5					
						高 さ h_1	+10 -5					
						内空高さ h_2	+10 -5					
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ ± ($\ell - 5$) かつ -30mm以内					
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高 ∇	±100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-17	
							厚 さ t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
							幅 W_1, W_2	-20				
							延長 L_1, L_2	-200				
						乱積	基準高 ∇	± $t/2$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。			
							延長 L_1, L_2	- $t/2$				1 施工箇所毎
tは根固めブロックの高さ												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ∇	± 150	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	± 300			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ∇	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	± 0 段			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3m の直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$			

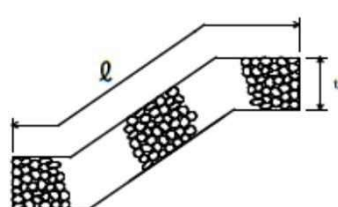
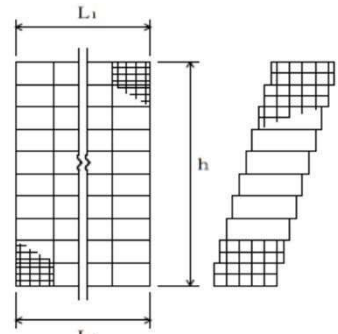
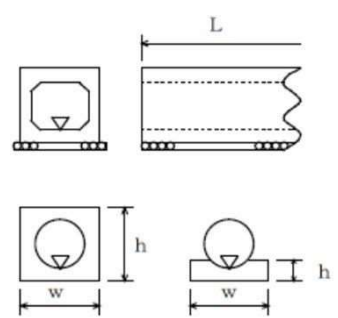
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点		3-2-3-24
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W ₂	±5				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						法長ℓ	-200				
						延長L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						厚さt	-0.2t				
						延長L	-200				

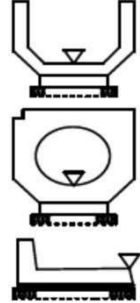
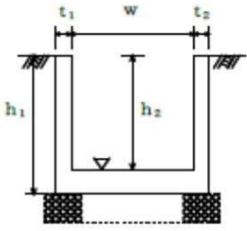
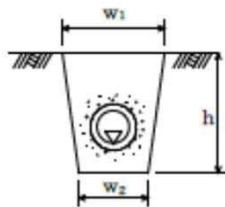
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚 さ t		-50			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延 長 L1, L2		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合		3-2-3-28
						※幅 w		-50			
						※高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			

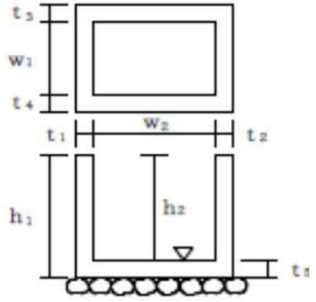
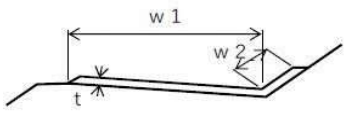
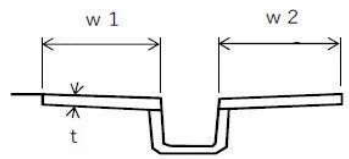
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

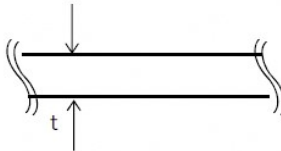
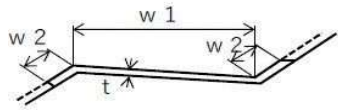
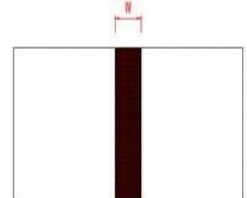
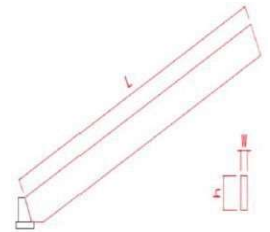

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水樹工	基 準 高 ∇		±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$		-20			
						※幅 w_1, w_2		-30			
						※高さ h_1, h_2		-30			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚		塗膜厚の評価基準(案)による。	塗膜厚の評価基準(案)による。		3-2-3-31
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種			小段排水工 (KH-1-1)	厚さ	t	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所打水路工)に準拠
						幅	w1 w2	-30			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種			縦排水工 (TH-1-1)	厚さ	t	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工(場所打水路工)に準拠
						幅	w1 w2	-30			

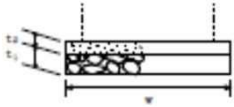
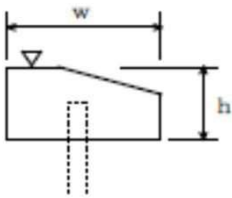
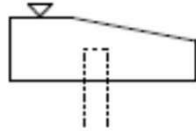
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3			張コンクリート工	厚さ	t	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
3	2	3			小段排水工 (KH-1-2)	厚さ	t	-20	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
						幅	w1 w2	-30			
3	2	3			土工 (遮水シート)	重ね幅		設計値以上	施工延長25m（測点間隔20mの場合は20m）につき1箇所		
3	2	3			端止工	法長 (L<3m)		-50	1施工箇所毎		3-2-15-1場所打擁壁工に準拠
						法長 (L≧3m)		-100			
						幅		-30			
						高さ		-50			
3	2	3			橋梁補修工 (ひび割れ補修工)	延長 L		設計値以上	全箇所		

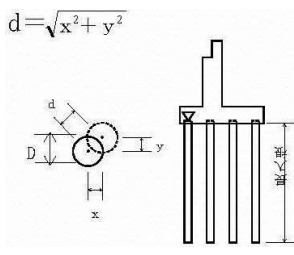
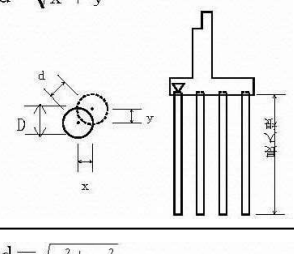
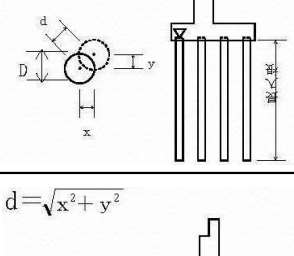
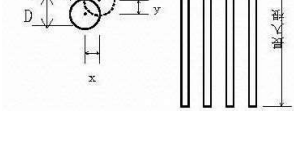
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3			橋梁補修工 (断面修復工)	延長 L 幅 W	設計値以上	全箇所		
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直行する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直行する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径（公称径） -30以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直行する横断方向の2方向で測定。 ※ラテ-プレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルレンガの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径） 以上※			

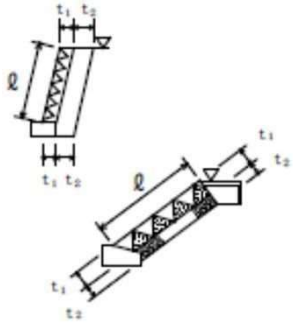
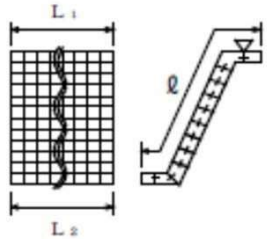
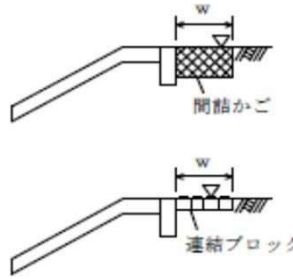
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-9
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			

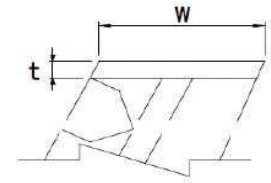
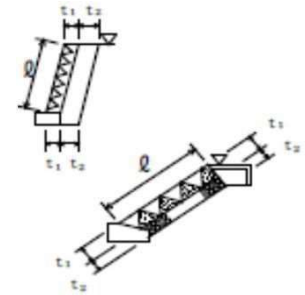
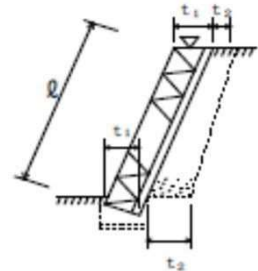
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 積 (コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上 端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。		3-2-5-3	
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ（ブロック積張） t_1	-50				
						厚さ（裏込） t_2	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連 節 ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。		3-2-5-3	
						法 長 l	-100				
						延長 L_1, L_2	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天 端 保 護 ブ ロ ッ ク)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。		3-2-5-3	
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	4	コンクリートブロック工 (天端コンクリート)	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		3-2-15-1場所打擁壁工に準拠	
						厚さ t	-20				
						延長 L	-200	1 施工箇所毎			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
						法長 l	l < 3m				-50
							l ≥ 3m				-100
						厚さ (ブロック) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5		石積 (張) 工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長 l	l < 3m				-50
							l ≥ 3m				-100
						厚さ (石積・張) t ₁	-50				
						厚さ (裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	6	6	4	鏡面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4
3	2	6	6		橋面防水工	コンクリート床版面の乾燥状態	良好	全面 目視確認	 <p>床版面全面</p>	道路橋床板防水便覧」(H19.3日本道路協会)を参考
						清掃状態	良好	全面 目視確認		
						水分量(%)	10%以下	300m ² を超えない範囲で1日1回実施。重ね幅の標準値を100mmとする。		
						床版防水面のはがれ	異常なし			
						シワ	異常なし			
						気泡	異常なし			
						キズ	異常なし			
						重ね幅(W)	-20 , +50			
10cm程度以上の気泡が生じた場合は、キリなどで穴をあけて押さえ込み貼付用アスファルトを塗布すること。										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	
							厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90				+50 -15
						t < 15cm		+90 -70	+50 -10				
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9		-3		幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m 毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-10
						幅	-25		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20		-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
					(面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	5	透水性舗装工 (フィルター層)	基準高▽	±50		基準高は、片側延長40m毎に1箇所。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m以下の間隔。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-10 3-2-6-10-1透水性舗装工(路盤工)に準拠		
						厚さ(t)	-30						
						幅(W)	-100						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m ² ロファイナメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—	3m ² フォトリター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グーアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-11	
						幅	-25	-25	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² ロフィルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11	
					(面管理の場合)	平坦性	—		3m ² ロフィルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m²未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m²未滿。</p>	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	-25		—				
						平 坦 性	—		<p>コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下</p>				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後 3m ² ローラーにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						幅	-35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000m²未滿。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12	
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより(σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる	3-2-6-13
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる	3-2-6-13
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-13	
						幅	-25		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m ² 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		—				

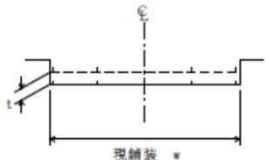

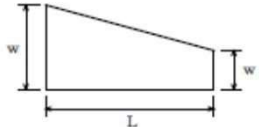
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-25		—				

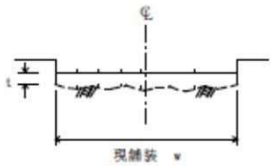
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路 盤 工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗 設 工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

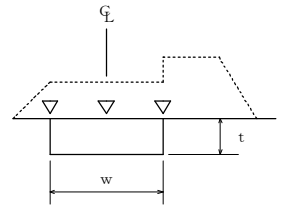
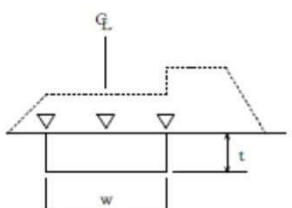
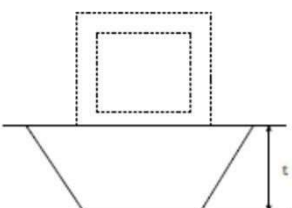
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17	
						平坦性	—	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

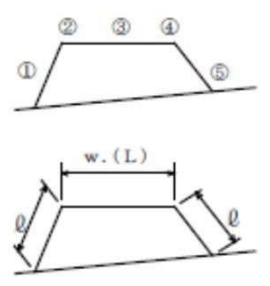
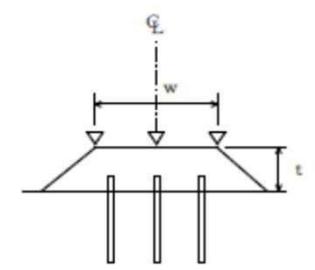
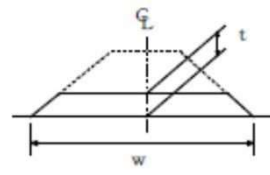
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合は、全体改良範囲 図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延 長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上 測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80 m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行 う。		3-2-7-4
						法 長 phi	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

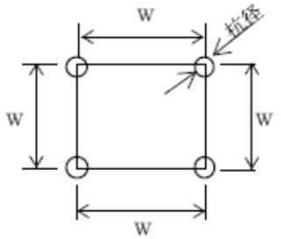
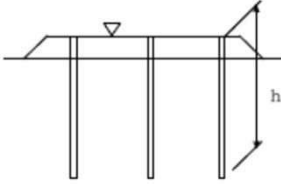
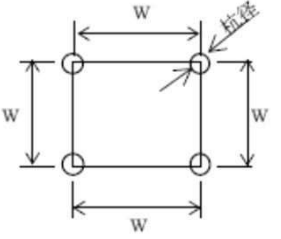
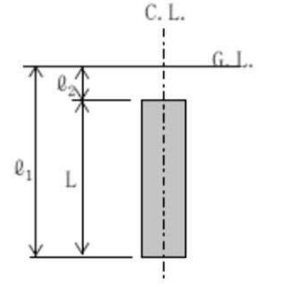
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	1	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8	
						杭 径 D	設計値以上				
			打 込 長 さ h		設計値以上	全本数					
			サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの砂投入 量		—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の監視方法を用いることができる。					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9	
						位置・間隔 w	D/4以内				
						杭 径 D	設計値以上				
						深 度 L	設計値以上	全本数 L = 01 - 02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度			

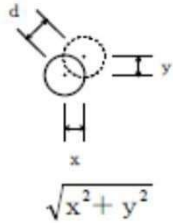
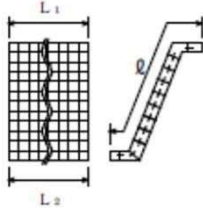
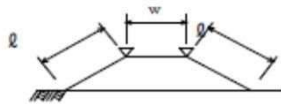
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2 固 結 工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3 固 結 工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1 土 留 ・ 仮 締 切 工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			

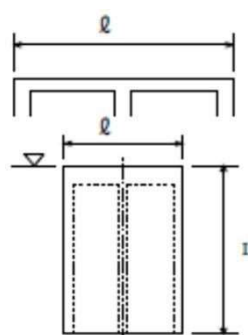
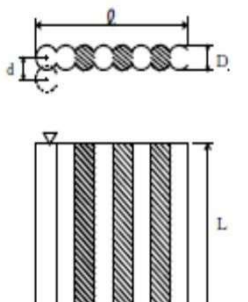
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5
						延 長 L1 L2	-200	1 施工箇所毎		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-10
						連壁の長さ l	-50			
						変 位 d	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共 通	1	1	鋳造費 (金属支承工) (次頁に続く)	上下部 鋼構 造物 との 接合 用 ボルト	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸 直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用す るものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのか をする。 ※5) 組立て後に測定		3-2-12-1		
							中心 距離	ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ				1以下	
								≤1000mm					ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ
								>1000mm				1.5以下	
								アン カ ー ボ ル ト 用 孔 (鋳 放 し)				ド リ ル 加 工 孔	≤100mm
						>100mm	+4 -2						
								孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13				
						セ ン タ ー ボ ス	ボスの直径		+0 -1				
							ボスの高さ		+1 -0				
						ボ ス ※5	ボスの直径		+0 -1				
							ボスの高さ		+1 -1				

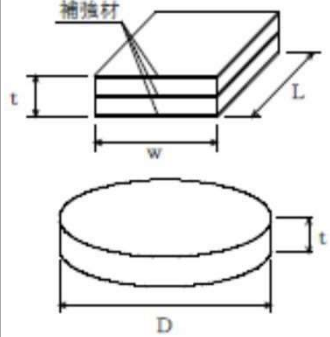
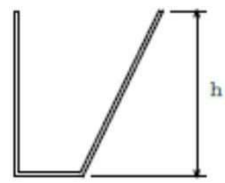
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	(前ページ続き) 鋳造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直 角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13			3-2-12-1	
						※ 4 全 移 動 量 ℓ	ℓ ≤ 300mm	±2				
							ℓ > 300mm	±ℓ/100				
						組 立 高 さ H	上, 下面加工仕上げ					±3
							コ ン ク リ ー ト	H ≤ 300mm				±3
								H > 300mm				(H/200+3) 小数点以下 切り捨て
						普 通 寸 法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)					JIS B 0403-1995 CT14
							鋳放し肉厚寸法 ※2)					JIS B 0403-1995 CT15
							削り加工寸法					JIS B 0405-1991 粗級
							ガス切断寸法					JIS B 0417-1979 B級

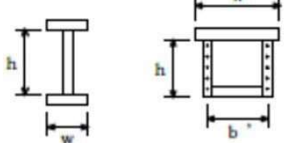
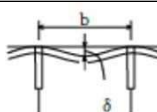
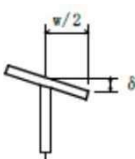
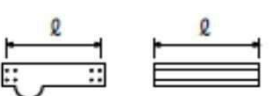
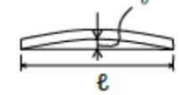
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D ≤ 500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大 相対誤差		3-2-12-1
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500 < w, L, D	0～+15			
						厚 さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20 < t ≤ 160	±2.5%			
							160 < t	±4			
平 面 度	w, L, D ≤ 1000mm	1									
	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-1	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	±2… h ≤ 0.5 ±3… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1	
											外周長 L (m)

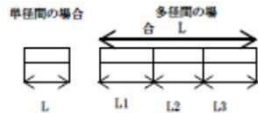
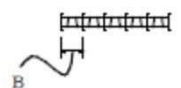

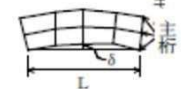
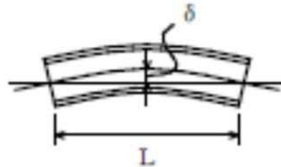
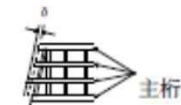

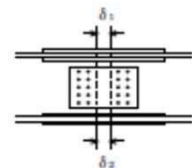
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要									
								鋼桁等	トラス・アーチ等											
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する 場合) (シミュレーション仮組立検査 を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2..... ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材 の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績表 に替えることができる。	鋼桁等	トラス・アーチ等	 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3								
													部 材 精 度	板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-2-12-3	
															箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150				
															フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				
													部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3		
														トラス、アーチなど	±2... ℓ ≤ 10 ±3... ℓ > 10					
															圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3
													(次頁に続く)						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。	

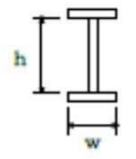
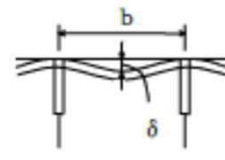

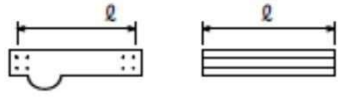
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	(前ページ続き) 桁製作工 (仮組立による検査を実施する 場合) (シミュレーション仮組立検査 を行う場合)	仮 組 立 精 度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

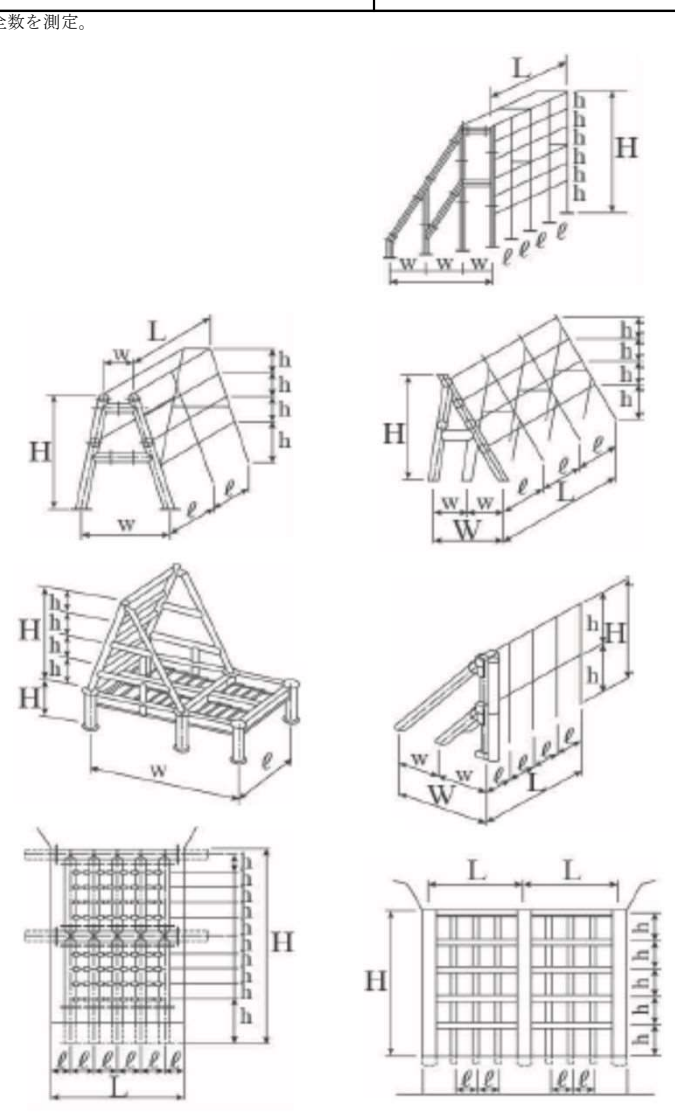
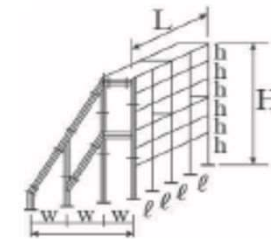
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の 中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3	
							板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁等の部材 の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
								箱桁等のフラン ジ鋼床版の デッキプレート	$b / 150$			
							フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$				
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	主要部材全数を測定。		
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

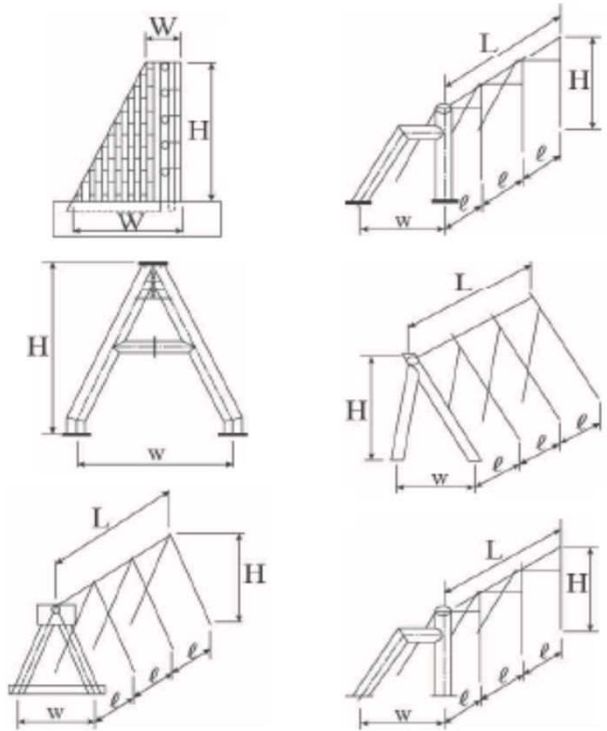
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。 		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
(次頁に続く)										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	3	(前ページ続き) 桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))						3-2-12-3
			4		検査路製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$		図面の寸法表示箇所にて測定。	

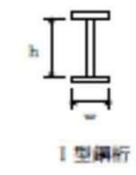
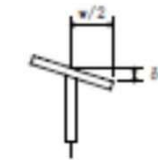
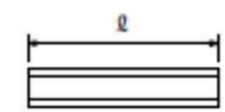
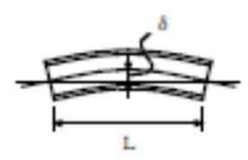
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。 両端及び中央部付近を測定。		3-2-12-5
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ 1 (mm)	設計値 ±4			
							フィンガーの食い違い δ 2 (mm)	±2			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 l (m)	±3... l ≤ 10 ±4... l > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-6
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	±3... l ≤ 10 ±4... l > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-7
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 δ 1 (mm)	b / 500	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛 直 度 δ 2 (mm)	h / 500			
							高 さ h (mm)	±5			

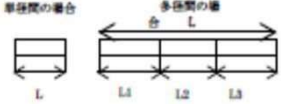
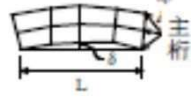
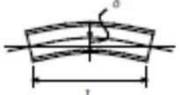

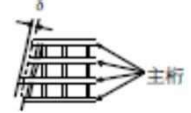
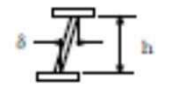
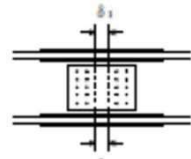
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
							仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-9
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	塗膜厚の評価基準 (案)による。	塗膜厚の評価基準(案)による。		3-2-12-11
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	全 長 L (m) 支間長 L _n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L: 主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間 距離B(m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。δ 1, δ 2 のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場 合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとす る。(例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容 範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		3-2-13	
						桁の中心間距離		—				
						そ り		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	—200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2-1	
							ℓ≥5m	法長の-4%				
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	—100				
							ℓ≥5m	法長の-2%				
						延 長 L		—200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2-2					
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%								
						厚さ t	t < 5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。							
							t ≥ 5cm	-20								
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

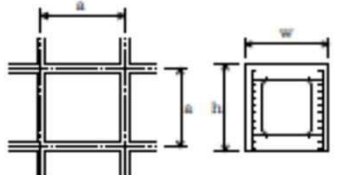
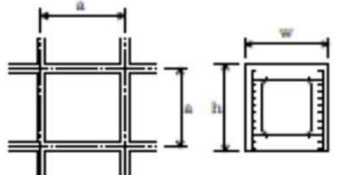
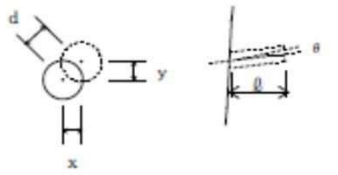
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3							
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100										
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	200m ² につき1ヶ所以上、200m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。									
							$t \geq 5\text{cm}$	-20										
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上												
												延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4-1	
							$\phi \geq 10m$	-200				
						幅	w	-30				枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
						高 さ	h	-30				
						枠中心間隔	a	± 100				
延 長	L	-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-14-4-2	
							$\phi \geq 10m$	-200				
						延 長	L	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		ア ン カ ー 工	削 孔 深 さ	ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6	
						配 置 誤 差	d	100				
						せ ん 孔 方 向	θ	± 2.5 度				

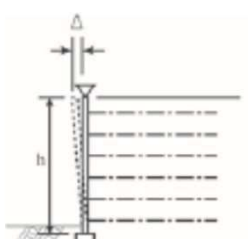
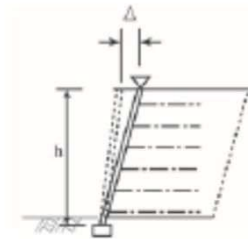
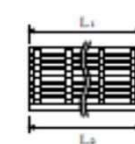
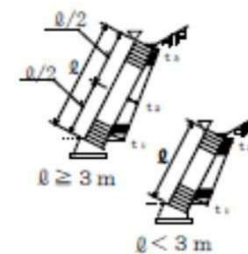
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2	
						延 長 L	-200				
								1 施工箇所毎			

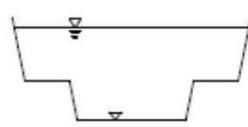

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁 工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施するこ とができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施するこ とができる。	 	3-2-15-3	
						高 さ h	$h < 3\text{m}$				-50
							$h \geq 3\text{m}$				-100
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03\text{h}$ かつ ± 300 以内				
						控 え 長 さ	設計値以上				
延 長 L	-200	1 施工箇所毎									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。	 	3-2-15-4	
						法 長 φ	$\phi < 3\text{m}$				-50
							$\phi \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t1, t2, t3	-50				
延 長 L1, L2	-200	1 施工箇所毎									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3-1
								500ps	-1000～+200			
								1000ps	-1200～+200			
							レーザー船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1000～+200			
								1350ps	-1200～+200			
							幅		-200			
							延 長		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽		+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3-2	
						幅		-200				
						延 長		-200				

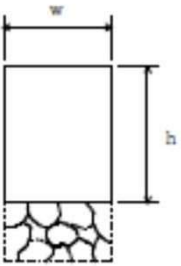
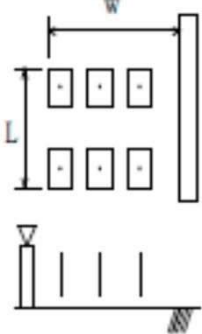
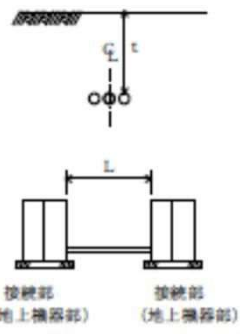
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渌 工 共 通	3	3	浚渌船運転工 (バックホウ浚渌船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3-3
						標高較差	0以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。								
							1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			

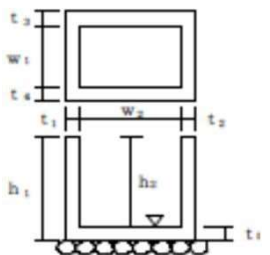
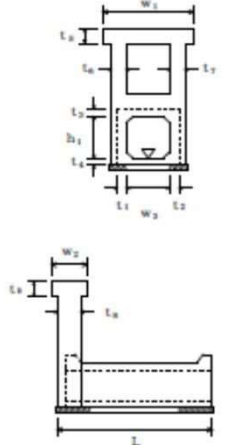

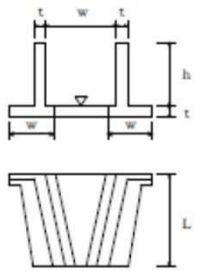
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さ h	-30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ∇	± 50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	± 300			
						方 向	$\pm 7^\circ$			
						延 長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		


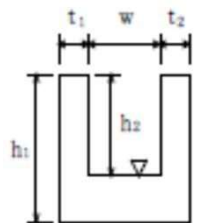
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6-1
						厚さ t ₁ ~t ₈	-20			
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						内空幅 w ₃	-30			
						内空高 h ₁	±30			
						延長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル铸铁管)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		6-3-5-6-2
						延長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 編	4 水門	6 水門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	± 30				
						延 長 L	-50				
6 河川 編	5 堰	6 可動 堰 本 体 工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	± 30				
						延 長 L	-50				
6 河川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本 体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	± 30				
						堰 長 L	L < 20m				-50
							L \geq 20m				-100
6 河川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本 体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3	
						厚 さ t ₁ , t ₂	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h ₁ , h ₂	-30				
						延 長 L	-200				

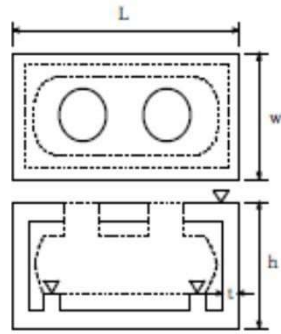
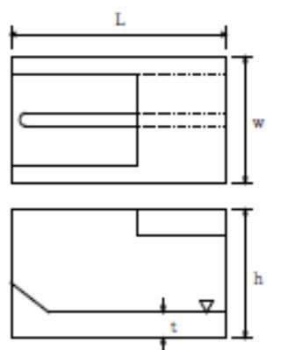
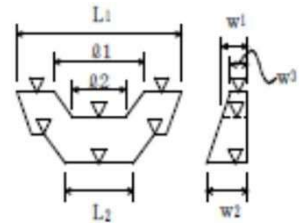
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	± 30			
						延 長 L	-50			

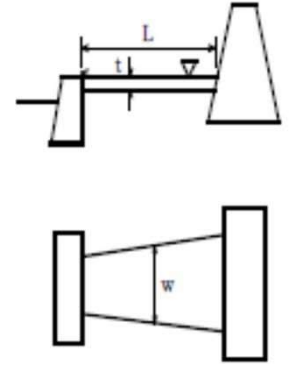
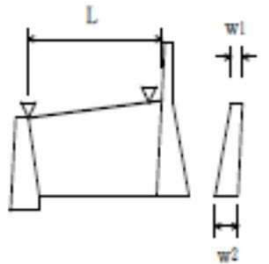
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	7 床止め・ 床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所 で測定。		6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 ϕ_1, ϕ_2	± 50			

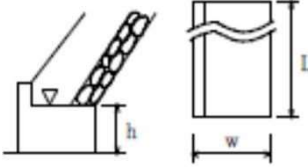
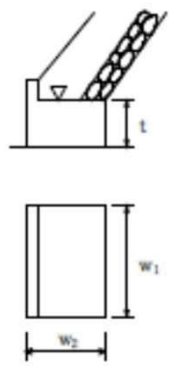
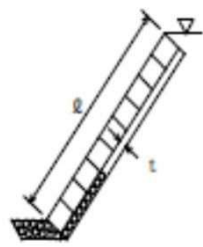
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

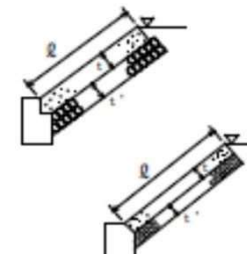
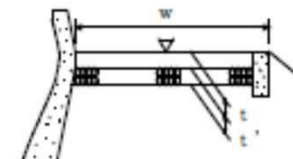
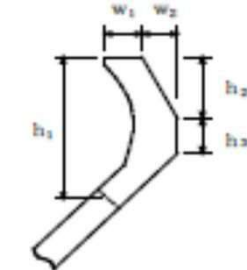
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25m の場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又 は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1	-20				
						ブロック横幅 w_2	-20				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。		7-1-6-4	
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。		7-1-6-5	
						法長 ϕ	$\phi < 3\text{m}$				-50
							$\phi \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 t	-50				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基 礎 厚 t'	-45				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返 工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎 工	4		捨石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4		
						表 面 均 し	±100					
						基 準 高 ▽	荒 均 し				異形ブロック据付面(乱積)の 高さ	±500
											異形ブロック据付面(乱積) 以外の高さ	±300
						被 覆 均 し					異形ブロック据付面(乱積) の 高さ	±500
											異形ブロック据付面(乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ	-100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	
						天 端 幅 w_1	-100					
天 端 延 長 L_1	-200											
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎 工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5		
						延 長 L	-500					
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	基 準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500		7-2-5-2		
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。				
						天 端 幅 w_1	-100					

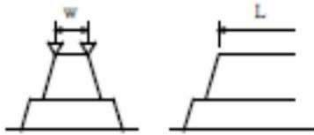
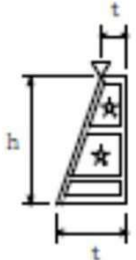
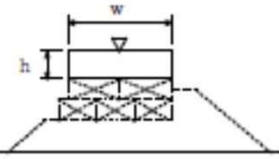
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						天端延長 L ₁	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積) ブロック 規格26 t 未満	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下の ものは1施工箇所につき 2ヶ所。延長は、 センターラインで行う。		7-2-5-5
						(層積) ブロック 規格26 t 以上	±500				
						(乱 積)	±ブロックの高さ の1/2				
						天 端 幅 w	-ブロックの高さ の1/2				
						天 端 延 長 L	-ブロックの高さ の1/2				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下の ものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-9	
						厚 さ t	-50				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下の ものは1施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-5-10	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				

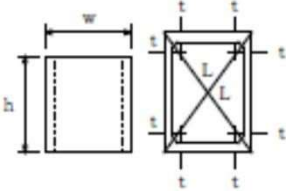
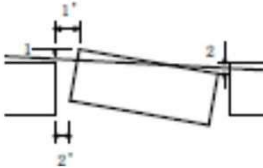
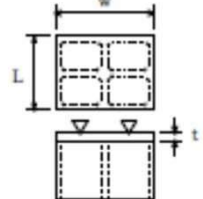
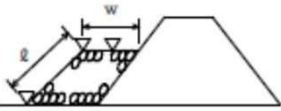
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11-1
							コンクリート	±50			
						壁 厚 t ₁	±10	底版完成時、各壁1ヶ所			
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						高 さ h ₁	+30, -10	完成時、四隅			
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
						底版厚さ t ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所			
						フーチング高さ h ₂	+30, -10	底版完成時、四隅			
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11-2	
							ケーソン重量2000 t以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所			
							ケーソン重量2000 t以上 200以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11-3
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12-1	
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12-2	
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12-3	
						水 中	±50				
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上 測定。		7-2-6-2	
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 l	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						天 端 幅 w	-100				
						天 端 延 長 L	-200				

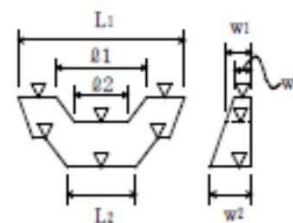
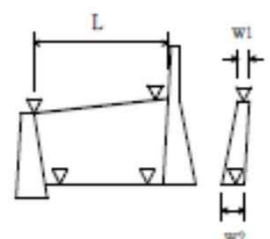
出来形管理基準及び規格値

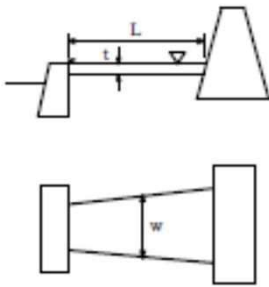
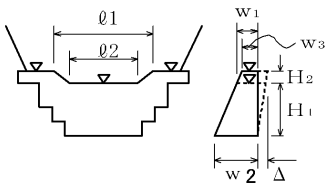
単位：mm

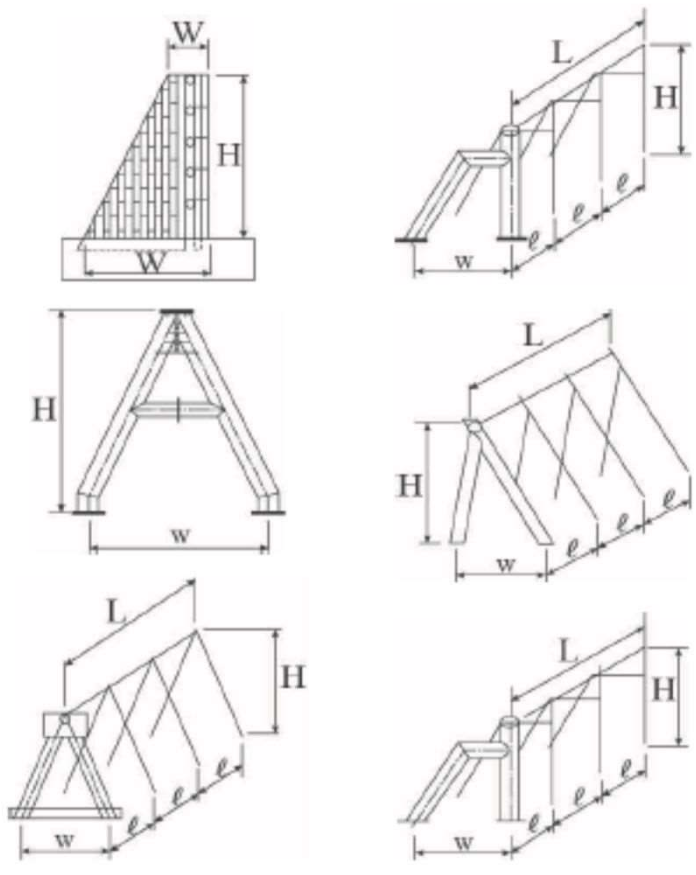
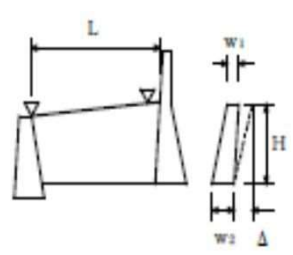
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3		
							乱 積	± t / 2					
						厚 さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
						幅 w ₁ w ₂	層 積	-20	1 施工箇所毎				
							乱 積	- t / 2					
						延長 L ₁ L ₂	層 積	-200	- t / 2				
乱 積	- t / 2												
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3		
							乱 積	± t / 2					
						厚 さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
						幅 w ₁ , w ₂		-20					
延長 L ₁ , L ₂		-200											
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本 均 し	±50		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3	
								荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
									異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
								被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ		±300				
							法 長 ℓ		-100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天 端 幅 w ₁		-100				
							天端延長 L ₁		-200				

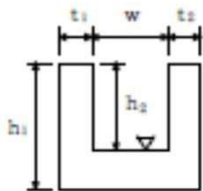
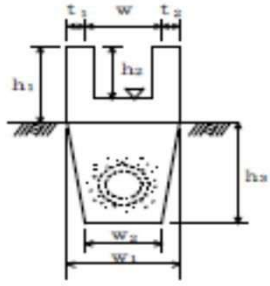
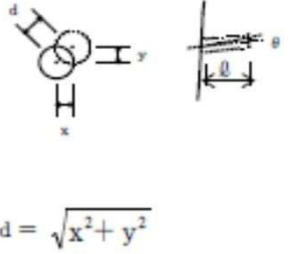
出来形管理基準及び規格値

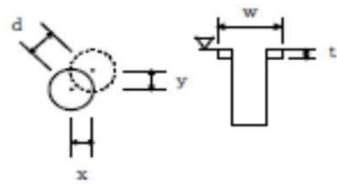
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定		8-1-8-4
				天端部 堰幅 w1, w3 w2	-30					
				水通しの幅 $\ell 1, \ell 2$	± 50					
				堤 長 L1, L2	-100					
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さとは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点にて測定		8-1-8-6
				幅 w1, w2	-30					
				長 さ L	-100					

8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8	水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定		8-1-8-8	
					幅 w	-100				
					厚さ t	-30				
					延長 L	-100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1 鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
						長さ l_1, l_2	± 100			
						幅 w_1, w_3	± 50			
					袖 部	下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$			
						袖高 ∇	± 50			
						幅 w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要												
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)					8-1-9-5-2												
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	<table border="1"> <tr> <td>堤 高 ∇</td> <td>± 50</td> </tr> <tr> <td>長 さ L</td> <td>± 100</td> </tr> <tr> <td>幅 w_1, w_2</td> <td>± 50</td> </tr> <tr> <td>下流側倒れ Δ</td> <td>$\pm 0.02H$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高さ h</td> <td>$h < 3m$</td> <td>-50</td> </tr> <tr> <td>$h \geq 3m$</td> <td>-100</td> </tr> </table>	堤 高 ∇	± 50	長 さ L	± 100	幅 w_1, w_2	± 50	下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$	高さ h	$h < 3m$	-50	$h \geq 3m$	-100	<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定</p>		8-1-9-6
堤 高 ∇	± 50																					
長 さ L	± 100																					
幅 w_1, w_2	± 50																					
下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$																					
高さ h	$h < 3m$	-50																				
	$h \geq 3m$	-100																				

8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8	魚道工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		8-2-5-8
					幅 w	-30			
					高さ h_1, h_2	-30			
					厚さ t_1, t_2	-20			
					延長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4	山腹明暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		8-3-6-4
					厚さ t_1, t_2	-20			
					幅 w	-30			
					幅 w_1, w_2	-50			
					高さ h_1, h_2	-30			
					深さ h_3	-30			
					延長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4	集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
					配置誤差 d	100			
					せん孔方向 θ	± 2.5 度			

8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	5	集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		8-3-7-5
					偏心量 d	150			
					長さ L	-100			
					巻立て幅 w	-50			
					巻立て厚さ t	-30			
						$d = \sqrt{x^2 + y^2}$			
8 砂防編	3 斜面对策	9 抑止杭工	6	合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
					偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	<p>J:ジョイント</p>	9-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交差点を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			


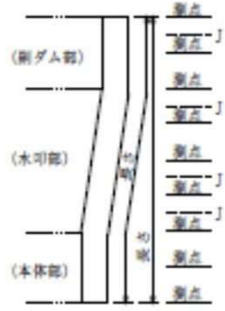
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

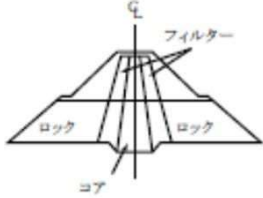
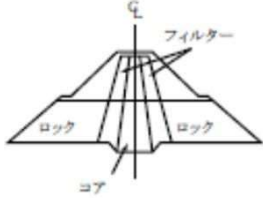
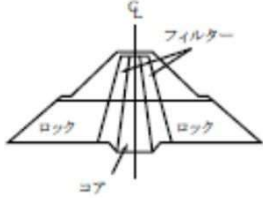
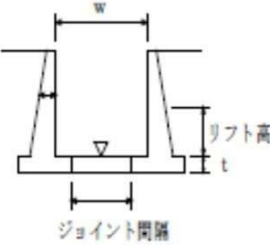

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	  J:ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

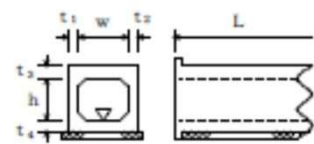
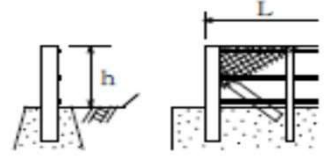
出来形管理基準及び規格値

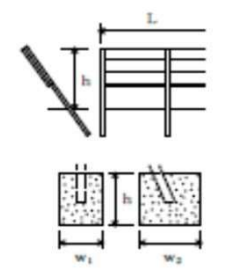
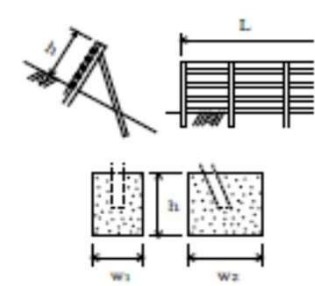
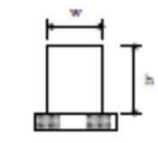
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外 側 境 界 線	-0, +2000			
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行う カーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配 置 誤 差	100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	1 道路 改良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10 道路 編	1 道路 改良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6	
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高 さ h	± 30				
						延長 L	L < 20m				-50
	L \geq 20m	-100									
10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4	
						延 長 L	-200				
10 道路 編	1 道路 改良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-5	
						延 長 L	-200				
								1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			

10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	6	防雪柵工	高さ h	± 30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		10-1-11-6			
					延長 L	-200				<p>1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
					基礎	幅 w_1, w_2					-30	<p>基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						高さ h					-30	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	7	雪崩予防柵工	高さ h	± 30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		10-1-11-7			
					延長 L	-200				<p>1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
					基礎	幅 w_1, w_2					-30	<p>基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
						高さ h					-30	
					長カ ア ン	打込み ℓ					-10%	全数
埋込み ℓ	-5%											
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	4	遮音壁基礎工	幅 w	-30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		10-1-12-4			
					高さ h	-30						
					延長 L	-200				1 施工箇所毎		

10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	5	遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所		10-1-12-5
						ず れ a	10			
						ねじれ b - c	5			
						倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
					高 さ h	+30, -20	1 施工箇所毎			
					延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	10-2-4	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅		-100					—
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	10-2-4		
						幅		-25				—	

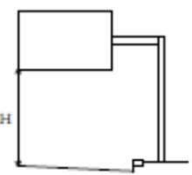
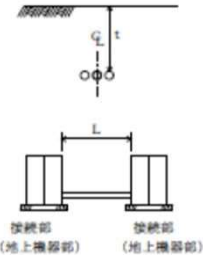
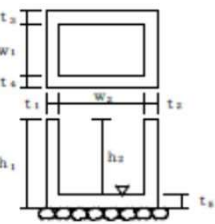
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
ア ン カ ー 長	±20	全数								
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の監視方法を用いることができる。		10-2-9-4-1
						高 さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測定の監視方法を用い ることができる。		10-2-9-4-2
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5-1
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5-2
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

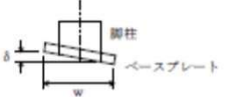

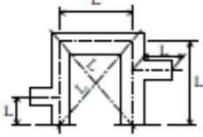
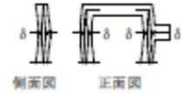
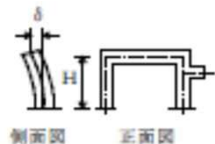
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	3	ケーブル配管工 (保護砂)	幅(W)	設計値以上	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所		3-2-4-1一般事項 (碎石基礎工)に準拠
						厚さ(h)	-30			
						延長(L)	-200			
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
							プ レ ー ス	孔の位置	± 2	全数を測定。	
						孔の径 d		0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L-20)/10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
							柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	H : 高さ (m)	各柱及び片持ばり部を測定。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h_1	-50				
						胸壁の高さ h_2	-30				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						胸壁間距離 θ	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50以下

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		10-3-7-9-1	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						橋脚中心間距離 ϕ	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50以下

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9-2
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20			
						平 面 位 置	± 20			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9-1
						幅 (橋軸方向) w	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-50			
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9-2
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)				

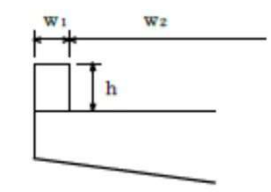
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-8-10-2	
						橋脚中心間距離 ϕ		±30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位		±50				
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)		5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11	
10 道路 編	4 鋼橋 上部	3 工場 製作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 ϕ (m)	±3… $\phi \leq 10$ ±4… $\phi > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		10-4-3-9	
10 道路 編	4 鋼橋 上部	5 鋼橋 架設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10-1	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								±5				4+0.5× (B-2)
						水下 平 沓 の	橋軸方向	1/100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向の ずれ同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上										

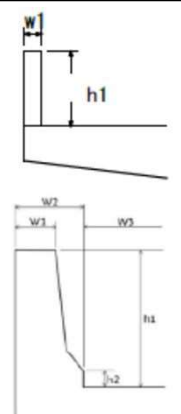
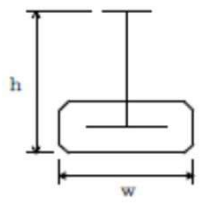
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支 承 工 (ゴ ム 支 承)	据付け高さ 注1)	±5	支 承 全 数 を 測 定。 B：支 承 中 心 間 隔 (m) 上 部 構 造 部 材 下 面 と ゴ ム 支 承 面 と の 接 触 面 及 び ゴ ム 支 承 と 台 座 モ ル タル と の 接 触 面 に 肌 す き が 無 い こ と を 確 認。 支 承 の 平 面 寸 法 が 300mm 以 下 の 場 合 は、水 平 面 の 高 低 差 を 1mm 以 下 と す る。 な お、支 承 を 勾 配 な り に 据 付 け る 場 合 を 除 く。 注1) 先 固 定 の 場 合 は、支 承 上 面 で 測 定 す る。 注2) 可 動 支 承 の 遊 間 (L _a , L _b) を 計 測 し、支 承 据 付 時 の オ フ セ ッ ト 量 δ を 考 慮 し て、移 動 可 能 量 が 道 路 橋 支 承 便 覧 の 規 格 値 を 満 た す こ と を 確 認 す る。 注3) 可 動 支 承 の 移 動 量 検 査 は、架 設 完 了 後 に 実 施 す る。 詳 細 は、道 路 橋 支 承 便 覧 参 照。		10-4-5-10-2			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 以上						
						支 承 中 心 間 隔 (橋 軸 直 角 方 向)	コンクリ ート 橋				±5	鋼橋	±(4+0.5 ×(B-2))
							水 支 平 香 度 の					橋 軸 方 向	1/300
						可動支承の 機能確認 注3)	5						
						可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上						
						10 道路 編	4 鋼 橋 上 部				8 橋 梁 付 属 物 工	3	
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)					
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地 覆 工	地覆の幅 w ₁	-10～+20	1 径 間 当 た り 両 端 と 中 央 部 の 3 ヶ 所 測 定。 		10-4-8-5			
						地覆の高さ h	-10～+20						
						有効幅員 w ₂	0～+30						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w2	-10~+20			
						高 さ h1	-20~+30			
						高 さ h2	-10~+20			
						有 効 幅 員 w3	0~+30			
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高 さ	±4			
10 道路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス 後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15… ±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

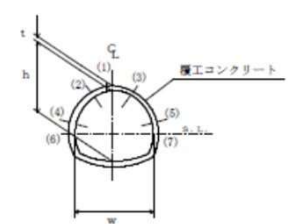
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	<p>施工延長40m毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)・同解説にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。</p>		10-6-4-3
						位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
角 度	—									
削 孔 深 さ	—									
孔 径	—									
突 出 量	プレート下面 から10cm以内									

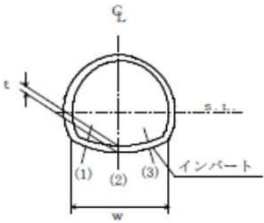
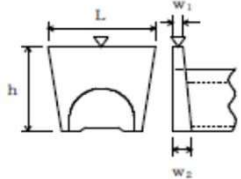
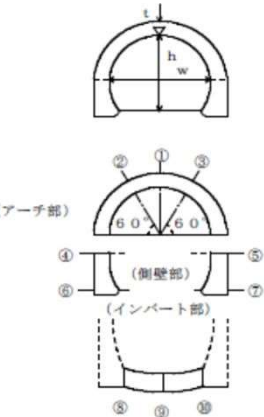
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インパート本體工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (7) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本體工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所測定。			
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基 準 高 ▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5	
						幅 w (全幅)	-50				
						高 さ h (内法)	-50				
						厚 さ t	-20				
						延 長 L	—				

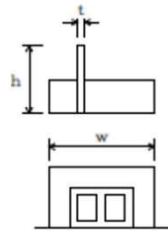
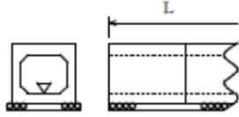
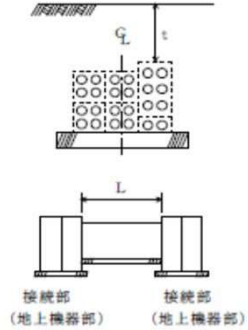
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	2		現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-2
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測 定。		10-11-6-5-1
10 道路 編	11 共同 溝	6 現場 打構 築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5-2

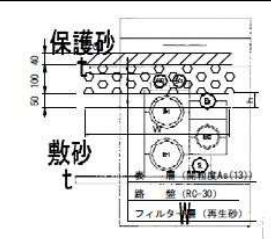
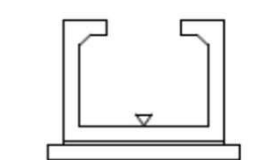
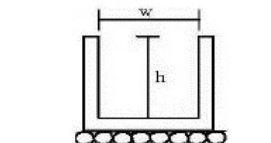
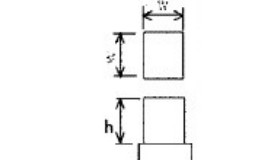
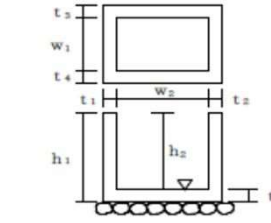
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	11 共同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5-3
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道路 編	11 共同 溝	7 ブ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基 準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用す る。 延長：1 施工箇所毎		10-11-7-2
						延 長 L	-200			
10 道路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2	1	管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		10-12-5-2-1
						延 長 L	-200			

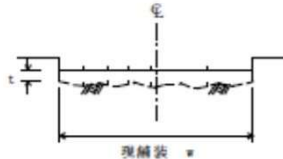
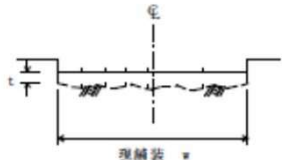
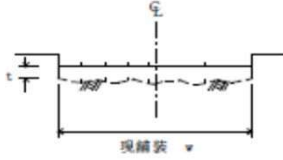
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	12 電線 共同溝	5 電線 共同溝 工	2	2	管路工（管路部）	敷さ砂厚さt	-10	接続部間毎に1箇所。		3-2-6-10-1透水性舗装工（路盤工）に準拠
						敷さ砂幅w	設計値以上			
						保護砂厚さt	-10			
10 道路 編	12 電線 共同溝	5 電線 共同溝 工	3	1	プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3-1
10 道路 編	12 電線 共同溝	5 電線 共同溝 工	3	2	プレキャストボックス工（特殊部） （沈下マンホール）	内空幅(W) 内空高さ(h)	-30 -30	1箇所毎		10-12-6-2ハンドホール工に準拠
10 道路 編	12 電線 共同溝	5 電線 共同溝 工	4		現場打ちボックス工（特殊部）	コンクリート高さ	-30	1箇所毎		3-2-3-6小型標識工に準拠
						コンクリート幅	-30			
10 道路 編	12 電線 共同溝	6 付帯 設備 工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ t ₁ ~ t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

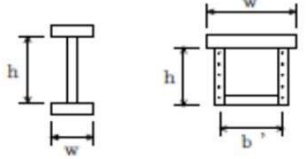
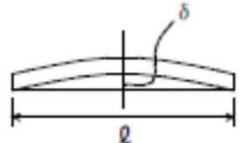
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

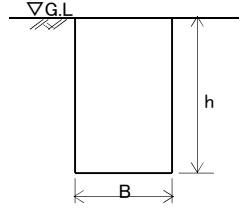
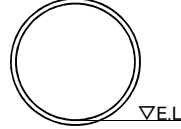
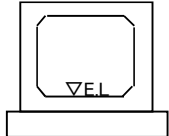
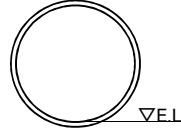
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})				
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5-1	
						幅 t (オーバーレイ)	-9					
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	—	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5-2	
						幅 t (オーバーレイ)	-9					
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	—	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

出来形管理基準及び規格値

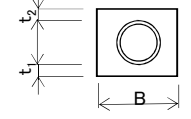
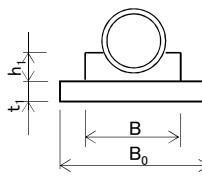
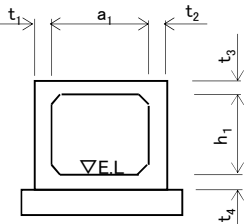
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								網桁等	トラス・アーチ等		
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I 型鋼桁 トラス弦材</p>	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—		主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4

出来形管理基準及び規格値【第11編 下水道編】

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	管理方法	測定箇所	摘要
11	1	削 3 管 き よ 工 (開	3 管 路 土 工	管路掘削	深さ(h)	±30	各スパン毎1箇所(スパン中央部付近) ※測定箇所は施工計画書に明記し、事前に地盤高を測定すること。	測定結果一覧表		
					幅(B)	-50				
11	1	削 3 管 き よ 工 (開	4 管 布 設 工	管布設 (自然流下管)	基準高(E.L)	±30	各スパンの両端部毎	測定結果一覧表		
					人孔間延長(ℓ)	-200				
					総延長(L)	-200				
11	1	削 3 管 き よ 工 (開	4 管 布 設 工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高(E.L)	±30	測点及び20m毎	測定結果一覧表		
					人孔間延長(ℓ)	-200				
					総延長(L)	-200				
11	1	削 3 管 き よ 工 (開	4 管 布 設 工	圧送管	基準高(E.L)	±30	測点及び40m毎	測定結果一覧表		
					総延長(L)	-200				

出来形管理基準及び規格値【第11編 下水道編】

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	管理方法	測定箇所	摘要
11	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	砂基礎	幅(B)	-50	各スパン毎1箇所	測定結果一覧表		
					厚さ(t ₁ ~t ₂)	-30				
11	1 管路	4 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	コンクリート基礎	幅(B)	-30	各スパン毎1箇所	測定結果一覧表		
					幅(B ₀)	-50				
					高さ(h ₁)	-30				
					厚さ(t ₁)	-30				
11	1 管路	3 管きよ工 (開削)	6 水路築造工	現場打水路	基準高(E.L)	±30	測点及び1打設長の両端面毎 1打設長が20m以上の場合は、20m毎	測定結果一覧表		
					厚さ(t ₁ ~)	-20				
					幅(内法:a ₁ ~)	-20				
					高さ(h ₁)	±30				
					人孔間延長(ℓ)	-200				
					総延長(L)	-200				

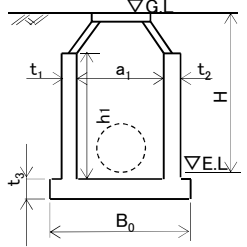
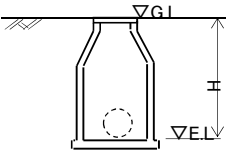
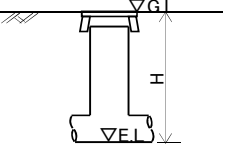
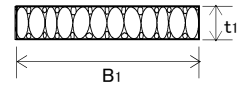
出来形管理基準及び規格値【第11編 下水道編】

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	管理方法	測定箇所	摘要
11	1 管路	進 4 管きよ 工 (小口径推 進)	3 小口径推 進工	小口径管推進工	基準高(E.L)	±30	各スパンの両端部毎	測定結果一覧表		
					中心線の変位(水平)	±50				
					人孔間延長(ℓ)	-200				
					総延長(L)	-200				
11	1 管路	進 4 管きよ 工 (小口径推 進)	4 立坑内管 布設工	空伏工	基準高(E.L)	±30	施工箇所毎	測定結果一覧表		
					幅(B)	-30				
					高さ(h)	-30				
					延長	-50				
11	1 管路	5 管きよ 工 (推進)	3 推進工	推進工	基準高(E.L)	±50	測点及び推進管1本毎	管理図表、 測定結果一覧表		
					中心線の変位(水平)	±50				
					人孔間延長(ℓ)	-200				
					総延長(L)	-200				

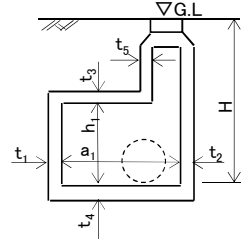
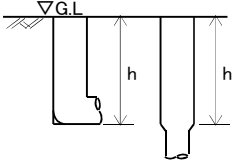
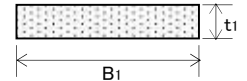
出来形管理基準及び規格値【第11編 下水道編】

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	管理方法	測定箇所	摘要	
11	1 管路	5 管きよ工 (推進)	4 立坑内管布設工	空伏工	基準高(E.L)	±50	施工箇所毎	測定結果一覧表			
					幅(B)	-30					
					高さ(h)	-30					
					延長	-50					
11	1 管路	ド6 管きよ工 (シールド)	3 一次覆工	掘進工	基準高(E.L ₁)	±50	測点及びセグメント5リング毎	管理図表、 測定結果一覧表			
					中心線の変位(水平)	±50					
					人孔間延長(ℓ)	-200					
					総延長(L)	-200					
※セグメント桁高を管理する											
11	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	4 二次覆工	二次覆工	基準高(E.L)	±50	測点及び40m毎	管理図表、 測定結果一覧表			
					中心線の変位(水平)	±50					
					仕上がり内径(真円度:Do)	上下左右 ±10					
					巻厚(t1～)	-25%					1打設の端面で上下左右4箇所
					人孔間延長(ℓ)	-200					
					総延長(L)	-200					

出来形管理基準及び規格値【第11編 下水道編】

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	管理方法	測定箇所	摘要
11	1 下水道編	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	基準高(E.L)	±30	各人孔毎	測定結果一覧表		
					厚さ(t ₁ ~)	-20				
					幅(内法:a ₁ ~)	-20				
					高さ(h ₁)	±30				
					人孔深(H)	±60				
					人孔天端高(G.L)	±30				
11	1 下水道編	8 マンホール工	ル4 組立マンホール	組立マンホール工	基準高(E.L)	±30	各人孔毎	測定結果一覧表		
					人孔深(H)	±60				
					人孔天端高(G.L)	±30				
11	1 下水道編	8 マンホール工	ル5 小型マンホール	小型マンホール工	基準高(E.L)	±30	各人孔毎	測定結果一覧表		
					人孔深(H)	±60				
					人孔天端高(G.L)	±30				
11	1 下水道編	8 マンホール工		マンホール基礎工	幅(B ₁)	-50	各人孔毎	測定結果一覧表		
					長さ(L ₁)	-50				
					厚さ(t ₁)	-30				

出来形管理基準及び規格値【第11編 下水道編】

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	管理方法	測定箇所	摘要
11	1 下水道編	9 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高(E.L)	±50	各人孔毎	測定結果一覧表		
					厚さ(t ₁ ~)	-20				
					幅(内法:a ₁ ~)	-30				
					高さ(h ₁)	±30				
					人孔深(H)	±80				
					人孔天端高(G.L)	±30				
11	1 下水道編	10 び取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深(h)	-30	各ます毎	測定結果一覧表		
11	1 下水道編	10 び取付管およびます工	4 ます設置工	砂基礎	幅(B ₁)	-50	各ます毎	測定結果一覧表		
					長さ(L ₁)	-50				
					厚さ(t ₁)	-30				

出来形管理基準及び規格値【第11編 下水道編】

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	管理方法	測定箇所	摘要
11	1 管路	10 び取 ます す工 およ	5 取付 管布 設工	取付管	延長(L)	-200	各取付管毎	測定結果一覧表		
11	1 管路	10 び取 ます す工 およ	5 取付 管布 設工	砂基礎	幅(B)	-50	各取付管毎			
					厚さ(t ₁ ~t ₂)	-30				
11	1 管路	13 立坑 工		立坑工	基準高(E.L)	±30	各立坑毎	測定結果一覧表		
					寸法(B)	±100				
					深さ(h)	±30				
11	1 管路	13 立坑 工		立坑土工	基準高(E.L1)	±30	各立坑毎	測定結果一覧表		
					碎石基礎幅(b1)	-50				
					碎石基礎厚(t1)	-30				
					底版コンクリート基準高(E.L2)	±30				
					底版コンクリート幅(b2)	-30				
					底版コンクリート厚(t2)	-10				

※第2章 処理場・ポンプ場については、財団法人下水道新技術推進機構「下水道土木工事必携(案)」によるものとする。